平成２２年（フ）第３９号
愛媛県大洲市西大洲甲616番地ハウス西大洲101号
債務者　二宮　　求
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４０号
愛媛県大洲市西大洲甲616番地ハウス西大洲101号
債務者　二宮　順子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第６８０号
仙台市太白区東大野田14番33―305号
債務者　初山　雄二
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９５０号
宮城県亘理郡山元町浅生原字下宮前17番地３
債務者　齋藤　　実
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６６号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東３丁目７番20号
債務者　浅田　泰憲
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６６号
仙台市宮城野区田子１丁目25番５―402号
債務者　伊藤　由美
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６３号
仙台市太白区茂庭台１丁目12番10号、住民票上の住所埼玉県草加市北谷１丁目１番１―907号
債務者　庄司よね子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８０号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番３―1202号
債務者　鵜沼いく子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
茨城県結城市大字結城6977番地５
債務者　髙﨑ふさ子
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２１号
神戸市東灘区住吉山手５丁目８番23号、従前の住所神戸市東灘区住吉山手３丁目９番35号
債務者　仲　　能子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７８号
神戸市須磨区千守町２丁目７番27号石崎ハイツ201、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番２―2402号
債務者　下村眞一郎
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６１号
神戸市垂水区名谷町字平ノ垣内841番地の１名谷サンシャイン308号
債務者　名村　和代
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６２号
神戸市東灘区深江北町１丁目８番21―408号
債務者　馬野香津子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０１６号
神戸市須磨区行幸町４丁目３番７号月見山ハイツ102号
債務者　町　　敬一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９６９号
広島市中区江波東１丁目12番47号
債務者　篠原　秀明
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
鹿児島県南さつま市加世田白亀1447番地32
債務者　桑木野まゆみ（旧姓神門）
1　決定年月日時　平成22年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１９４号
長野市大字小柴見262番地
債務者　澤口　雄作
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係